

令和4年度北海道大学大学院法学研究科  
修士課程入学者選考試験（第1次）問題

試験科目名： 憲法

持込み等： 判例のない法令集（1冊）

下記の2題に解答しなさい（各50点）。

問1

A市の中心市街地である本通1丁目交差点から本通3丁目交差点にかけての約200メートルの区間には、A市が産炭地として繁栄していた当時の建築物が集中的に立ち並んでおり、赤レンガ造の市役所本庁舎や、木造の白壁にドーム型屋根の市議会議事堂をはじめ、鉱業会社の旧本社や呉服店をリノベーションしたホテルや飲食店などが立ち並び、テレビ番組の撮影にも使われるなど、近代化遺産の街並みとして人気を博しつつあった。A市の市長Bは、近年、多選批判が強まり、市政のマンネリ化が問題とされていた。そこで、B市長は、この街並みの環境保全を訴え、街並みの中央にあたる本通2丁目交差点を中心にして、半径250メートルの区域内で、路上でのビラやチラシの配布およびデモ行進を禁止する条例案を市議会に提出した。なお、条例案では、条例の規制対象区域内に実店舗を有する事業者（条例の施行後に営業を開始したものを含む）については、規制が適用されないこととなっていた。この条例案に関する憲法上の問題点について論じなさい。

問2

「空家等対策の推進に関する特別措置法」（平成26年法律127号）いわゆる空家法は、「適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため」（同法1条）、空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めるものである。同法2条1項は、「この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。」と規定している。不使用が「常態である」ことは、人の出入りの実績、電気・水道・ガス等の使用実績、外観、登記簿・住民票の内容等から客観的・総合的に判断され、時間的範囲は一義的には決まらなるとされるもの、おおよそ1年を目処としてよいと解されている。

これに対して、2010年に制定されたA市の「空き家等の適正管理に関する条例」は、「建築物又はこれに附属する工作物であって、老朽化したもの、居住その他の使用が相当期間なされていないもの又は適正な管理が行われていないもの」を対象として規定しており、居住者のいる老朽家屋、盆や正月だけ利用する住宅のように使用頻度が年に数回程度に留まるものや、最近空家になったもの等にも適用されうるものとなっていた。

空家法と上記のA市条例の関係について、憲法の観点から論じなさい。

令和4年度北海道大学大学院法学研究科  
修士課程入学者選考試験（第1次）問題

試験科目名： 民 法

持込み等： 判例のない法令集（1冊）

**問1（配点：60点）**

以下の各問いに答えなさい（なお、各問いは相互に独立した問題である）。

- (1) Aは、Bとの間で、「Aの所有する甲土地を代金3000万円でBに売却する。」との売買契約を締結し、Bに甲を引き渡した。また、所有権登記もAからBに移転された。

その後、Aは、AB間における甲の売買契約がBの詐欺によるものであったことを理由として、この契約を取り消した。現在、甲は、Bからそれを購入したCが占有している。他方、所有権登記名義はBの下にある。

この場合に、Aは、Cに対して、甲の返還を請求することができるか。この点について適宜、場合分けをしながら論じなさい。

- (2) Aは、Bとの間で、「Aの所有する甲土地（時価3000万円）を代金3000万円でBに売却する。」との売買契約を締結し、Bに甲を引き渡した。BはAに対して代金3000万円を支払った。

しかし、AからBに甲の所有権登記が移転されない間に、Aは、Cに甲を売却し、その旨の登記も行った。これは、かねてよりBと別件で紛争を抱え、そのことでBのことを恨んでいたCが、Bへの復讐を果たす目的で、嫌がるAをしつこく説得して行わせたものであった。また、AC間における甲の売買契約では、甲の代金は1000万円とされていた。

Cは、Bに対して、甲をBから代金6000万円で購入するよう持ちかけた。しかし、Bがこれを断り、甲の所有者はBである旨を主張したことから、Cは、Bをさらに困らせてやろうと考えて、甲をDに代金1200万円で売却し、その登記もDに移転した。

このような場合において、甲の所有者はB、Dのいずれであるか。この点について適宜、場合分けをしながら論じなさい。

**問2（配点：40点）**

次の項目のうちから2つを選択し、それらについて説明しなさい。

- ① 無権代理と相続
- ② 時効制度の存在意義
- ③ 物権的請求権
- ④ 担保物権の意義・必要性
- ⑤ 債権者代位権の転用
- ⑥ 契約自由の原則とその修正・制限

- ⑦ 過失責任主義とその修正・制限
- ⑧ 使用者責任

以 上

令和4年度北海道大学大学院法学研究科  
修士課程入学者選考試験（第1次）問題

試験科目名： 政治学

持込み等： 不可

---

以下の問いに答えなさい。

(1) インターネット等の通信技術の発達が、民主主義諸国の政治に与える影響について、任意の視点から論じなさい。

(50点)

(2) 今日の民主主義国家において「宗教」をめぐって生じる問題について、任意の視点から論じなさい。

(50点)

(注意：いかなる視点から論じるのかを明確に述べること。)

令和4年度北海道大学大学院法学研究科  
修士課程入学者選考試験（第1次）問題

試験科目名： アジア政治史

持込み等： 不可

---

問一（50点）

1950年代に新民主主義が挫折し、社会主義化が急速に進んだプロセスを  
概述したうえで、その動機とそれを可能にした要因について少なくとも  
以下の単語を用いて述べなさい。

土地改革、三反五反運動、朝鮮戦争、スターリン

問二（50点）

第二次大戦後における国共両党の対立過程を簡潔に述べた後、国民党軍  
が敗北するにいたった政治的、経済的、軍事的要因について少なくとも  
以下の単語を用いて論じなさい。

北進南防、都市、インフレ

令和4年度北海道大学大学院法学研究科  
修士課程入学者選考試験（第1次）問題

試験科目名： 日本政治史

持込み等： 不可

以下の2つの問いに答えなさい。（50点×2）

問1 近年の政治学では、憲法の意味を条文レベルの解釈に限定せず、より広く「国制」や「国のかたち」を示した「基幹的政治制度」と位置づけるのが有力な議論の一つとなっている。こうした視点からすると、憲法改正についても、やはり条文レベルの変化に固執せず「国制改革」や「政治改革」と位置づける理解が、浮上してくることになる。

しかし、このような広義の憲法改正が進行する過程においても、憲法の実際の文言をめぐる解釈の対立が、影を落とさなかったわけではない。たとえば日本国憲法下ではその定着期や「政治改革」期に（1950年代、1990年代～今日）9条や天皇の地位、人権をめぐる（狭義の）憲法改正論が政治過程に投入されたし、「不磨の大典」たる大日本帝国憲法でも、制定局面での伊藤博文と井上毅の意見対立や、運用局面での国家法人説と天皇主権説の学説対立があったことは、よく知られている。

では、日本の「基幹的政治制度」として憲法が定着し、また「改革」される過程において、憲法典の解釈の対立はどのような役割をはたしたのだろうか。憲法ごとの特徴の違いに留意しつつ、自由に論じなさい。

問2 戦前日本において軍隊が内閣の政治に介入することは珍しくなく、周知のようにそれはしばしば倒閣にまでいたった。しかし他方で、軍隊の政治介入が必ず、当初期待した成果を上げることができたわけではない。では、なぜある介入は「成功」し、ある介入は「失敗」に終わったのか。そしてこうした成否の分岐は、戦前日本の政軍関係の変遷や政治制度の特徴に照らしてどのように説明できるだろうか。具体的な内閣の事例（組閣の構想にとどまったものや太政官制期のものも含めて構わない）を複数挙げつつ、論じなさい。

令和4年度北海道大学大学院法学研究科  
修士課程入学者選考試験（第1次）問題

試験科目名： 日本政治思想史

持込み等： 不可

---

【問1】 前近代日本の経世論（経世済民論）について、任意の複数の思想家の主張をとりあげ、比較しつつ論じなさい。（50点）

【問2】 「国家神道」という概念をめぐって、20世紀後半から21世紀初頭に至るまで日本の研究史上どのような議論が行われてきたか。複数の論者の主張に言及しつつ、その意義と課題について論じなさい。（50点）